

## 裁 決 書

審査請求人

様

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成 25 年 1 月 1 日付けで提起のあった、知立市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成 24 年 12 月 26 日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（以下「原処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

## 主 文

原処分を取り消します。

## 理 由

## 第 1 審査請求の趣旨及び理由

## 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、原処分につき、その取消しを求めるものである。

## 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりであり、請求人は、この点から原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

法第 1 条から第 4 条において、最低限度の生活の保障や、保護の無差別平等、健康で文化的な生活水準を維持の保障、及び（利用し得る資産、能力その他）あらゆるものの活用が規定されているが、法の趣旨は、就職活動は行っているが、内定がもらえない場合や、稼働能力の不活用とみなされた場合でも保護を妨げるものではないにもかかわらず、処分庁が決定した原処分は、違法な保護廃止処分を前提とした違法なものである。

## 第 2 処分庁の弁明

処分庁の弁明は、次のとおりであり、処分庁はこの点から原処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきであると主張している。

## 1 原処分に至った経緯

- (1) 平成 21 年 12 月 2 日から、請求人の世帯は生活保護を受給していたが、請求人の■は平成 24 年 2 月に就職をしたにもかかわらず、自己都合により退職した。また、同年 4 月にも就職したが、これも自己都合により退職した。
- (2) 同年 6 月 19 日、処分庁職員は、請求人の■と面接し、退職した理由を聞き取りし、自立更生計画書を提出させ、口頭により週 1 回の就職活動報告書の提出を求めた。

- (3) 同年7月より、請求人の■は就労報告を怠ったため、処分庁は請求人に来庁するよう催促したが、3週間にわたって連絡も報告もなされなかったため、同月20日に処分庁はケース診断会議を開催し、同日付けで法第27条による指導指示文書を交付した。

しかし、請求人の■から履行期限までに来庁も報告もなかったため、同月30日にケース診断会議を開催し、法第27条の指導指示違反により、同年9月1日付けで保護の廃止を決定した。

- (4) 平成24年12月12日、請求人の■は、処分庁に対して、「健康で文化的な最低限の生活を行うことが困難なため。」として、保護の申請をした。

その際に、処分庁職員が行った面接において、請求人の■は保護廃止後、「親から期間限定で援助をして貰い（■万円×■ヶ月）、その間に就労するよう言われていたが、援助が打ち切れ手持ち金がなくなる。」、「月末に家賃を払わなければならないため、早く生活保護の決定をして欲しい。」などの話をした。

また、請求人の■は、処分庁あてに収入申告書等を提出したが、処分庁職員は、生活歴記録票及び平成24年9月～11月の就労活動状況がわかるものの提出を求めた。

- (5) 同月25日、請求人の■は就労活動報告書を提出した。

- (6) 同月26日、処分庁はケース診断会議を開催し、請求人世帯は指導指示違反により保護を廃止したが、その理由が解消されているとは認められず、法第4条の要件を欠くとして、保護申請を却下するとの原処分を決定し、請求人世帯に通知した。

## 2 処分庁の意見

- (1) 法第4条には、「生活に困窮する者が、その活用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しているが、請求人世帯については、平成21年12月2日より処分庁において生活保護を受給していたが、法第4条の要件に関する指導指示違反により平成24年9月1日付けで、保護を廃止したところである。

「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）のⅡ2によれば「指導指示に従わないことを理由として保護を廃止された者が、廃止後間もなく再度保護申請を行った場合においては、保護廃止に至った理由が解消されているかどうかを勘案したうえで保護の適用について判断し、保護廃止に至った理由が解消されていない場合は、保護の要件を見なさないものとして、申請を却下して差し支えない。」とされている。

請求人の■は、健康で稼働能力は十分あり、就労を妨げる条件もなかったのにもかかわらず、自助の努力を怠っていたというべきものであり、また、請求人についても、生活保護を廃止する際、請求人が働けるよう保育園の入園に関して特別の配慮をし、働けるよう便宜を図ったが就労しなかったことから、保護を受給する要件を欠いていたものである。

- (2) なお、法第4条第3項には、「前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」と規定しているが、ここでの「急迫し

た事由がある場合」とは「生存が危うくされるとか、その他社会通念上放置しがたいと認められる場合に状況が切迫している場合」をいうのであって、単に最低生活の維持ができないというだけでは、これに該当するとはいえない。

- (3) 原処分については、法第 27 条の指導指示違反により保護を廃止した者からの再申請であり、指導指示に従わないことを理由として保護廃止に至った理由が解消されていないと判断し、保護の要件を満たさないものとして保護申請を却下したものであり、違法及び不当な点はない。

### 第3 請求人の反論

- 1 請求人が、平成 24 年 2 月に就職した会社を退職したのは、面接時には愛知県内の仕事であるという話であったのに、実際には県外の仕事が主で単身赴任しなければならなかったためであり、また、同年 4 月に就職したものの、請求人が [REDACTED] から精神的に不安定になり、家庭内がうまくいかず、仕事にも支障をきたしたためである。
- 2 自立更生計画書については、処分庁職員が請求人の [REDACTED] に対し、3 か月以内に仕事が決められないなら、請求人の [REDACTED] のみ保護を廃止して、請求人と [REDACTED] の分だけ支給すると言ったため、「3 か月で仕事を決めます」という内容の自立更生計画書にサインせざるを得なかったが、就職活動をしても本人の能力や求人状況によっては就職が決まらないこともあるため、期間内に就職が決まれば、保護を廃止すると迫る処分庁の態度は法の趣旨を無視したものであり、不当である。
- 3 処分庁職員は、保護費を現金払いの 2 分割にするとともに、口頭により週 1 回の就職活動報告書の提出を求めたが、必要性もないのに月 2 回の現金渡しにしたり、週 1 度の来庁を強要するのは、法第 27 条第 2 項の「前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度に止めなければならない。」という規定に違反する措置である。
- 4 「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」（平成 14 年 3 月 29 日付け 社援発第 0329024 号 厚生労働省社会・援護局長通知）の 7 に「申告を行わない者については、保護の実施機関は、申告を行うよう指導すること。」とし、「上記指導を 3 か月程度継続してもなお、正当な理由もなくこれに従わない場合には、保護の実施機関は、それぞれの個別の事情に配慮しつつ、法第 27 条に基づき文書による指導・指示を行うこと。」としているにもかかわらず、処分庁は、請求人に対して 7 月から 3 週間就労報告がされなかったことを理由に指導指示文書を出したと主張している。
- 5 処分庁は指導指示文書を出したと主張しているが、「生活保護行政を適正に運営するための手引き」（平成 18 年 3 月 30 日付け 社援保発第 0330001 号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の 1(2) のイには「文書による指導指示は、指導指示書により、指導指示を行う理由、内容、対象者等を分かりやすく、具体的に記載する。」とし、ウには「指導指示に従わないとき（履行期限を定めた場合は、その期限までに履行されないとき）は、保護の変更、停止又は保護が廃止されることがある旨を記載する。」とし、エとして「指導指示書は、当該被保護者（これによりがたい場合は世帯主）に読み聞かせる等十分に説明したうえ、手交し、受取証に署名等をさせる。」と規定しているにもかかわらず、手書きで何日までに来庁してくださいと書かれた書類がアパートのドアに挟まっていた以外は、請求人は書面での指示指導を受けていないので、法第 27 条による指導指示文書と

はいえ、処分庁の生活保護廃止決定はその前提を欠く違法なものである。

- 6 請求人及びその■は、平成 24 年 12 月 12 日の保護申請にあたり、就労活動報告書を提出しており、その中には面接の結果待ちや書類選考中のものもあり、稼働能力を活用していることが明らかになっていたといえる。
- 7 請求人は■歳と■歳の 2 人の子を抱えており、保育園について配慮してもらえると伝えられたが、結局は 1 か月の期間限定であり、■歳の子については枠がないということだったため、保育園に子どもを預けられないことには、就労は難しい状況の中で、稼働能力を活用しているといえる。
- 8 請求人の保護申請は保護を廃止されてから 3 か月以上経過し、直ちには言えないうえ、保護廃止自体が処分庁の適切でない指導指示に基づく不当なもので、保護申請の際にも請求人とその夫は稼働能力の要件を満たしており、原処分は違法である。

#### 第 4 審査庁の判断

審査請求書、弁明書、処分庁から提出された関係書類等の物件及び請求人の反論書から、次のように判断する。

##### 1 認定した事実

- (1) 平成 21 年 12 月 2 日から、請求人の世帯は生活保護を受給していたが、請求人の■は平成 24 年 2 月にハローワークの紹介でトライアル制度を利用して 6 ヶ月の雇用期間で採用になったが、同年 3 月 27 日に、処分庁職員が請求人と面接をしたところ、請求人の■が 1 週間で解雇になった、との報告があった。
- (2) 同月 29 日、請求人の■から処分庁に電話があり、再就職が決まったとの報告があったが、同年 5 月 18 日に、処分庁職員が請求人と面接をし、請求人の■が会社を休んでいるとの報告があり、同年 6 月 1 日に、請求人が処分庁に来庁し、請求人の■が 5 月末日で仕事をやめた、との報告があった。
- (3) 同年 6 月 19 日、処分庁職員は、請求人の■と面接し、退職した理由を聞き取りをしたところ、請求人の■からは家庭の事情（■の問題）で仕事を辞めた、との説明があった。また、処分庁職員は請求人の■から、自立更生計画書を提出させ、口頭により週 1 回の求職活動報告書の提出を求めた。
- (4) 同月 29 日、請求人の■が来庁し、求職活動報告書を提出した。処分庁職員は、請求人の■に対し、改めて週 1 回求職活動報告書を提出するよう伝えるとともに、m7 月生活保護費について窓口支払・分割支払にすることを伝えた。
- (5) 同年 7 月 5 日、請求人が処分庁に来庁し、処分庁職員と面接し、請求人の■に求職活動報告書を提出するために来庁するよう伝えて欲しい旨説明した。
- (6) 同月 6 日、請求人から処分庁あてに電話があったので、請求人の■に週 1 回求職活動報告書を提出する依頼し、請求人の■も了承したにもかかわらず、求職活動報告書の提出がなく、連絡も一切ないため、約束を守るよう伝えて欲しい旨説明した。
- (7) 同月 20 日、処分庁はケース診断会議を開催し、請求人の■について求職活動報告書の提出不履行が続いているため、請求人世帯に対し、法第 27 条第 1 項に基づく指導指示を行うことを決定し、同日付けで指導指示書を請求人宅のポストへ投函した。

- (8) 同月 23 日、請求人が来庁し、求職活動報告書を提出した。処分庁職員が求職活動報告書の内容を確認したところ、ハローワークの利用は 1 回、それ以外は携帯電話サイトの検索のみであったため、仕事の検索のみでは求職活動とは言えないので、求職申込を併せてするよう伝えるとともに、請求人の■にも来庁するよう伝えた。また、法第 27 条第 1 項に基づき指導指示書について確認したところ、請求人及び請求人の■とも内容については了承していた。
- (9) 同月 30 日、処分庁はケース診断会議を開催し、法第 27 条第 1 項に基づく指導指示したにもかかわらず、期限内の履行がされなかったため、平成 24 年 8 月 1 日付けで廃止することとし、弁明の期限を平成 24 年 8 月 3 日とし、処分庁職員が保護廃止予定通知を請求人に手渡した。
- (10) 同月 31 日、請求人の■が■市議同行の下、処分庁に来庁し、処分庁職員が面接をし、請求人の■から同日保護廃止予定通知を見たが、以前は月に 1 度の就労報告をすればよいと思っていたこと、及び履行期限を守らなかったのは申し訳ないが、請求人と今後の生活についてもめることがあり、気分が落ち込んで仕事に行けなくなった旨の説明があった。また、■市議からも請求人の■が処分庁の指導を守らなかったことは悪いが、請求人世帯には 2 人の子どもがいるので、どうかしてほしい旨の話があった。
- (11) 同日、処分庁はケース診断会議を開催し、請求人世帯は再三の指導指示に従わなかったのは事実であり、保護廃止を取り消すことはできないが、保護廃止日を平成 24 年 8 月 1 日ではなく平成 24 年 9 月 1 日とすることを決定した。
- (12) 平成 24 年 12 月 12 日、請求人世帯は、処分庁に対して、「健康で文化的な最低限の生活を行うことが困難なため。」として、保護の申請をした。
- (13) 同月 25 日、請求人世帯は求職活動報告書を提出した。
- (14) 同月 26 日、処分庁はケース診断会議を開催し、請求人世帯は指導指示違反により保護を廃止したが、請求人世帯は 9 月から 12 月の間、請求人の親から 3 ヶ月の期限を設けられ就職できるよう金銭的援助を受けていたにも関わらず、正社員での就職しか考えておらず、本来の勤労意欲に欠けており、保護廃止時における指導指示違反が一向に改善されているとは認められず、法第 4 条の要件を欠くとして、保護申請を却下するとの原処分を決定し、請求人世帯に通知した。

## 2 判断

法第 62 条第 1 項には、「被保護者は、保護の実施機関が、第 30 条第 1 項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」とし、同条第 3 項により、「保護の実施機関は、被保護者が前 2 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と定め、さらに同条第 4 項において、「保護の実施機関は、前項の

規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」と規定している。

その具体的な手続きについては、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」のⅡ2において、「文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討のうえ、弁明の期間を与える等法第62条第4項による所定の手続きを経たうえで保護の変更、停止又は廃止を行う。」とされ、具体的には、「(1) 予め当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知し、弁明の機会を与える必要がある。(2) 指導指示に従わないことに対して正当な理由がない場合、又は、正当な理由がなく指定場所に来所しない場合は、保護の変更、停止又は廃止の処分決定を行う。(3) 処分はわかり易く明記したうえで書面により通知する。」としている。

原処分についてこれを見るに、処分庁は平成24年7月30日に、ケース診断会議を開催し、法第27条第1項に基づく指導指示したにもかかわらず、期限内の履行がされなかったため、平成24年8月1日付けで廃止することを決定し、同日付けで、「生活保護法第62条第3条の規定により8月1日付保護の廃止を予定しています。(中略) 弁明したい特別な事情がありましたら8月3日までにご連絡のうえご来庁ください。」と記載した「保護の廃止予定について」を請求人に手渡している。

そして、同月31日に、請求人の■が■市議同行の下、来庁し、弁明したのを受けて、処分庁は同日、再度ケース診断会議を開催し、請求人世帯が再三の指導指示に従わなかったのは事実であり、保護廃止を取り消すことはできないが、保護廃止日を平成24年8月1日ではなく平成24年9月1日とすることを決定している。

したがって、当初予定していた平成24年8月1日付の保護廃止をいったん取りやめ、改めて平成24年9月1日付の保護廃止を決定していることになるが、処分庁が当該処分を決定するにあたって、請求人世帯に弁明の機会が与えられているとは認められず、こうした取扱いは法第62条第4項の規定に違反するところである。

処分庁は、平成24年9月1日付けの保護廃止を前提として、原処分を決定しているものと解されるが、当該保護廃止が違法なものであることは、原処分の取消しの原因になると認められる。

また、指導指示に従わないことを理由として保護を廃止された者からの再申請については、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」のⅡ2に、「指導指示に従わないことを理由として保護を廃止された者が、廃止後間もなく再度保護申請を行った場合においては、保護廃止に至った理由が解消されているかどうかを勘案したうえで保護の適用について判断し、保護廃止に至った理由が解消されていない場合は、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下して差し支えない。」としている。

原処分についてこれを見るに、請求人世帯は平成24年9月1日付けで保護を廃止された後、同年12月12日に保護の申請を行っており、再度の保護申請は保護廃止後3か月以

上経過している。「生活保護手帳別冊問答集 2012」問 13-2 にも「最低生活費の遡及変更は 2 か月程度（発見月及びその前月分まで）」とされていることや、行政処分について不服申立期間が一般に 60 日間とされていることから、本件における再度の保護申請は「廃止後間もなく」には当たらないものと認められる。

したがって、処分庁が主張するように、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」のⅡ2 を根拠に原処分を決定したことには、正当な理由がなく、不当である。

以上のとおり、原処分は不当であり、取消を免れない。

よって、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 3 項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成 25 年 3 月 27 日

愛知県知事 大村 秀章

